

(様式4)

## 誓約書

下記の工事に参加するに当たり、入札参加資格確認資料に記載された事項及び下記誓約事項について、事実と相違ないことを誓約します。

また、別添入札心得を遵守することを誓約します。

### 記

1 公告日 令和7年8月25日

2 工事名 山口県自治会館解体及び駐車場整備工事

3 誓約事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定される者ではないこと。
- (2) 本工事の契約締結の日までに建設業許可又は経営事項審査の有効期限が経過する場合は、遅滞なく建設業許可を更新又は経営事項審査を受審すること。
- (3) 入札公告に定めのある営業所等を、次のとおり有していること。

商号又は名称 及び代表者氏名	営業所等 の種別	名称及び所在地
〇〇工業株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	主たる営業所	名 称 〇〇工業株式会社 所在地 ●●県●●市●●町●●番地

令和7年〇月〇〇日

(契約担当者)

山口県市町総合事務組合 管理者 前田 晋太郎 様  
申請者

所 在 地

●●市●●町●●番地

商号又は名称

〇〇工業株式会社

代 表 者 氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

# 入札心得

## (目的)

**第1条** 山口県市町総合事務組合の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、山口県市町総合事務組合の諸規程及び関係法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

## (一般競争参加の申出)

**第2条** 一般競争に参加しようとする者は、公告において指定した期日までに、公告で示した一般競争に参加することができない者でないことを確認することができる書類及び公告において指定した書類を添え、契約者にその旨を申し出なければならない。

## (入札等)

**第3条** 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧し、また、「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙)を承諾のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告又は入札説明書に示した時刻及び場所において、入札箱に投入しなければならないものとし、郵送、電送等による入札は認めない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- 6 一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

## (入札の辞退)

**第4条** 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、入札価格が同価格によるくじ引きの場合を除き、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前であつては、入札辞退届を入札担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
  - (2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

### (公正な入札の確保)

**第5条** 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される金額に対応した見積内訳明細書の提出を求める。提出できない者は入札に参加できない。なお、内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

### (入札の取りやめ等)

**第6条** 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

### (無効の入札)

**第7条** 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 最低制限価格を下回る金額の入札
- (9) 第9条の規定により再度入札に付した場合において、前回の最低入札価格と同価以上の価格での入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

### (落札者の決定)

**第8条** 予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のなかで、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、入札価格の最も低い者を落札者とする。

### (再度入札)

**第9条** 開札をした場合において、予定価格の範囲内で有効な入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 第4条に規定する入札を辞退した者、第7条に規定する無効の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

3 再度入札は、原則として2回を限度とする。

**(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)**

**第10条** 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

**(契約履行保証等)**

**第11条** 落札者は、別添工事請負仮契約書（案）第4条に定める契約保証を行うこと。

**(仮契約書等の提出)**

**第12条** 仮契約書を作成する場合においては、落札者は、入札担当者から交付された工事請負仮契約書（案）を踏まえ契約書を作成及び記名捺印し、落札決定の日の翌日から14日以内に、これを入札担当者に提出しなければならない。ただし、契約者等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に工事請負仮契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

**(異議の申立)**

**第13条** 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、仮契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。